



平成 27 年(2014 年) 2 月 19 日

長野県知事 阿部 守一 様

長野県社会福祉審議会

委員長 中島 豊

長野県家庭的養護推進計画の策定について (答申)

平成 26 年 6 月 2 日付け 26 こ家第 146 号で諮問のありましたこのことについて、別添
のとおり答申します。

「長野県家庭的養護推進計画」
について（答申）

平成27年2月

長野県社会福祉審議会

答申にあたって

平成23年7月、国の児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会は、「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめました。

これを受け、長野県社会福祉審議会は、本県における社会的養護の基本的方向性について、児童福祉専門分科会での議論等をふまえ、平成25年2月に「長野県における社会的養護のあり方」について答申しました。

この答申に先立つ平成24年11月、「社会的養護の課題と将来像」で基本的方向とされた「家庭的養護の推進」を計画的に進めるため、厚生労働省は「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」により、各施設における家庭的養護推進計画策定と、各都道府県での推進計画策定を、地方自治法第245条の4第1項の「技術的助言」として要請しました。

国の要請を受け、平成26年6月、長野県社会福祉審議会は「長野県家庭的養護推進計画」の策定に関する知事からの諮問により、児童福祉専門分科会において本県の実情等に即した計画の具体的検討を行うこととなりました。

専門分科会での議論は3回にわたり、本県の特徴をふまえた計画の内容等について議論を進めてまいりました。

本県では、多くの児童養護施設が昭和20年代に戦災孤児らの救済のために設立されました。時代の変遷とともに、社会的養護の必要な子どもたちを取り巻く状況や、子どもたち自身の抱える問題も変わりましたが、児童養護施設をはじめとした施設が本県の社会的養護の貴重な資源であることは今後も変わりはありません。

今回の答申書では、児童養護施設や乳児院における養護は、小規模化や地域分散化を図り、より家庭的となることを目指すとともに、これまで培ってきた子どもの養育に関する専門性を最大限に活かし、地域の子育て支援機能なども担う高機能化を目指すべきとの姿とその具体的計画を示しました。

また、家庭での生活を通じ、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の下での養育による健全な育成を図るため、里親やファミリーホームで生活する子どもの増加を図るべきとし、その具体的目標などを掲げました。

本県の家庭養護（里親・ファミリーホーム委託）が現状では全体の約1割にとどまる中、目標を達成していくには、県・児童相談所・施設・里親会組織が一体となって、学校等様々な関係機関との連携により、幅広い県民の里親理解を深め、登録里親数の増加や地域全体での里親支援体制の構築を図っていく必要があると考えます。

この答申書が今後の長野県における家庭的養護推進の具体的指針となり、長野県に生まれ住む社会的養護の必要な子どもたちが、心身ともに健やかに育ち健全な社会人として自立できるための施策が着実に進んでいくことを期待したいと思います。

平成27年2月

長野県社会福祉審議会委員長 中島 豊
児童福祉専門分科会長 野村 健一郎

目 次

はじめに	1
第1章 長野県における社会的養護の現状と課題	
第1節 長野県における社会的養護の現状	
1 人口及び世帯数の動向	2
2 児童相談所の状況	3
3 社会的養護関係施設の状況	5
4 里親委託等の状況	7
5 市町村における相談援助体制	9
第2節 長野県における社会的養護の課題	
1 施設養護に関する課題	10
(1) 児童養護施設の入所定員に対する入所児童数	10
(2) 施設における小規模グループケアの導入と地域分散化	10
(3) 母子生活支援施設における保護・自立支援	10
2 家庭養護に関する課題	11
(1) 社会的養護に占める家庭養護の割合	11
(2) 養育里親の確保	12
(3) 里親に対する支援	12
3 社会的養護における専門的ケア	13
4 施設退所後のアフターケア・自立支援	15
5 地域における子ども・子育て支援	16
第2章 長野県における家庭的養護の推進	
第1節 目指すべき長野県の社会的養護の姿	17
「家庭養護」(里親・ファミリーホーム)	17
「施設養護」(児童養護施設・乳児院)	17
第2節 社会的養護の整備量目標と整備計画	
1 前期(平成27年度～平成31年度)	20
前期における社会的養護の整備量目標(入所・委託児童数ベース)	20
施設養護の整備計画(前期)	21
2 中期(平成32年度～平成36年度)	22
中期における社会的養護の整備量目標(入所・委託児童数ベース)	22
施設養護の整備計画、ファミリーホームの開設支援・開設計画(中期)	23
3 後期(平成37年度～平成41年度)	24
後期における社会的養護の整備量目標(入所・委託児童数ベース)	24
施設養護の整備計画、ファミリーホームの開設支援・開設計画(後期)	24

第3節 施策の推進	
基本目標1 家庭的養護の推進	26
1 施策の方向性	26
2 取組と施策の展開	26
施設養護における家庭的養護の推進	26
家庭養護（里親・ファミリーホーム）の積極的推進	26
基本目標2 専門的ケアの充実	27
1 施策の方向性	27
2 取組と施策の展開	27
基本目標3 自立支援の充実	28
1 施策の方向性	28
2 取組と施策の展開	28
基本目標4 家族支援・地域支援の充実	28
1 施策の方向性	28
2 取組と施策の展開	29

第3章 その他の施設等の方向性

1 情緒障害児短期治療施設	30
2 児童自立支援施設	30
3 母子生活支援施設	31
4 自立援助ホーム	32
5 児童家庭支援センター	32

長野県社会福祉審議会委員名簿	33
児童福祉専門分科会委員名簿	34
審議経過	35

はじめに

1 計画策定の趣旨

子ども・子育てをめぐる社会環境が大きく変化する中で、すべての子どもに良質な生育環境を保障し、子どもを大切に社会の実現が求められています。

社会的養護の施策は、かつては親が無い、親に育てられない子どもへの施策でしたが、虐待を受けて心に傷をもつ子ども、何らかの障がいのある子ども、DV被害の母子などへの支援を行う施策へと役割が変化し、役割・機能の変化に対応したシステムの変革が求められています。

こうした時代の転換点を迎え、長野県の社会的養護はどうあるべきか。平成25年に、長野県社会福祉審議会から「長野県における社会的養護のあり方」について答申がありました。

この計画は、その検討をもとに、「家庭的養護の推進」を大きな方向性とし、その他の課題にもしっかりと向き合い、県として目指すべき社会的養護のあり方に向かって、施策の方向性などを明らかにするために策定するものです。

2 計画の期間等

平成27年度（2015年度）を初年度とし、平成41年度（2029年度）を目標とする15年間を対象としています。（計画期間の15年間は、「長野県における社会的養護のあり方」において、県推進計画の期間として示されているものです。）

計画期間を5年ごとの3期（前期・中期・後期）に区分し、それぞれの期末ごとに進捗状況を確認・評価し、長野県社会福祉審議会において必要な見直しを行います。

3 計画の特性

「長野県における社会的養護のあり方」では、情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設といった社会的養護関係施設や、自立援助ホーム・児童家庭支援センターまでを含めた広義的な意味の「社会的養護」について、そのあり方や方向性が示されています。

この計画では、それをふまえて、第1章「長野県における社会的養護の現状と課題」では広く「社会的養護」に関する当県の現状と課題を整理しています。

第2章「長野県における家庭的養護の推進」では、あり方で「できる限り家庭的な養育環境の中で行われるようにすべき」とされた、児童養護施設と乳児院を対象とした「施設養護」と、「家庭養護」（里親委託・ファミリーホーム委託）について、目指すべきそれぞれの姿を示し、それに向けた整備量の目標や整備計画、施策の方向性などを明らかにしています。

第3章「その他の施設等の方向性」では、児童養護施設と乳児院以外の社会的養護関係施設や自立援助ホーム・児童家庭支援センターについて、方向性等を示しています。

4 計画の推進体制

この計画の着実な推進を図るため、関係者による「長野県家庭的養護推進連絡協議会（仮称）」において、各年度ごとに目標と施策の進捗状況等を確認していきます。

「長野県家庭的養護推進連絡協議会（仮称）」の構成

児童養護施設

乳児院

里親組織

児童相談所

その他関係機関

県民文化部こども・家庭課

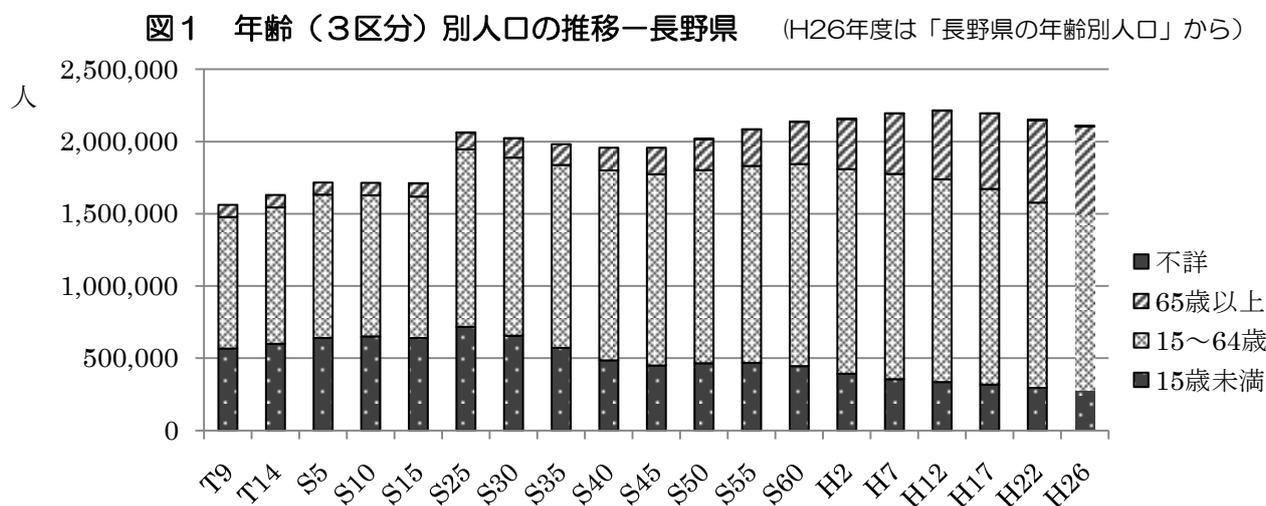
第1章 長野県における社会的養護の現状と課題

第1節 長野県における社会的養護の現状

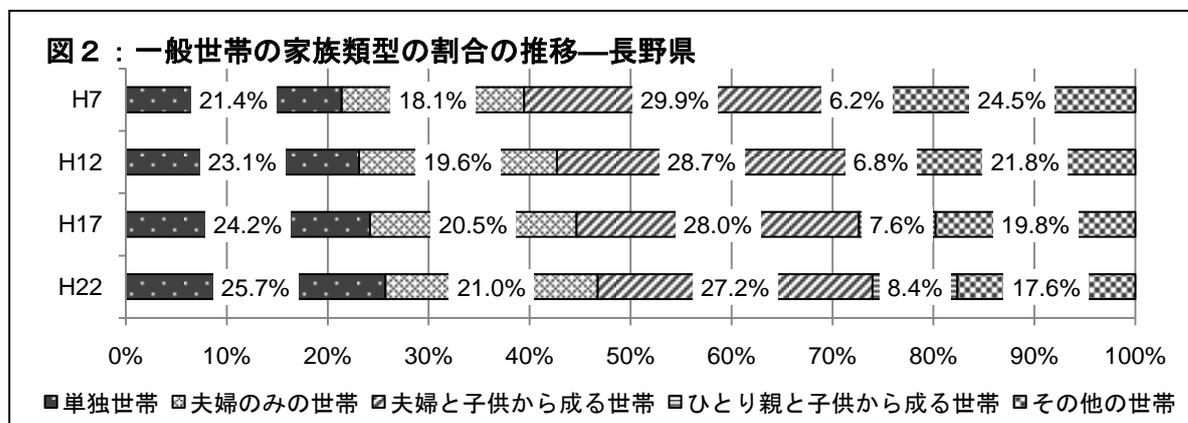
1 人口及び世帯数の動向

国勢調査によると、本県の平成22年10月1日現在の人口は215万2,449人で、平成12年の221万3,128人をピークに、前回調査に引き続き減少しています。

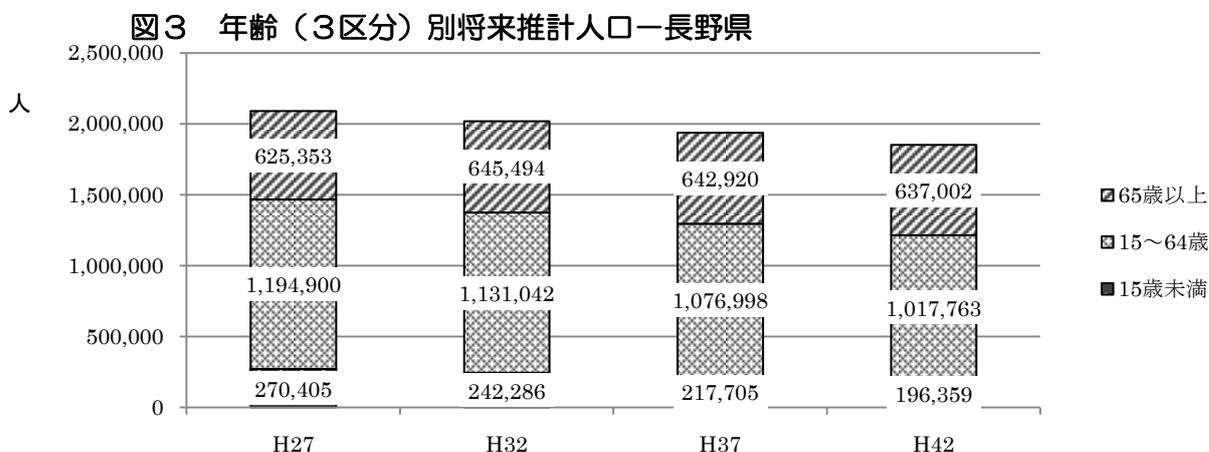
年齢別の人口は、15歳未満人口が29万5,742人（総人口の13.8%）、15～64歳人口が128万1,683人（同59.7%）、65歳以上人口が56万9,301人（同26.5%）で、65歳以上人口の割合が前回調査から2.7ポイント増加したのに対し、15歳未満人口は0.6ポイント減少しており、15歳未満人口は減少の一途にあります。なお、「長野県の年齢別人口（平成26年4月1日現在）」では15歳未満人口は総人口の13.3%、15～64歳人口は57.8%、65歳以上人口は28.9%になっています。



本県の平成22年10月1日現在の一般世帯数は79万2,831世帯で、平成17年から1万4,900世帯増加しました。家族類型別では、「夫婦と子供から成る世帯」が27.2%で最も多く、次いで「単独世帯」が25.7%、「夫婦のみの世帯」が21.0%、「ひとり親と子供から成る世帯」が8.4%となっています。全国と同様に、「単独世帯」と「ひとり親と子供から成る世帯」が平成17年から増加しているのに対し、「夫婦と子供から成る世帯」は減少しています。



なお、『日本の都道府県別将来推計人口』（平成 25 年 3 月 国立社会保障・人口問題研究所推計）によれば、本県の 15 歳未満人口は今後さらに減少し、平成 27 年に 27 万 1 千人弱、平成 32 年に 24 万 2 千人強、平成 37 年に 21 万 7 千人強、16 年後の平成 42 年には 20 万人を割り込み、19 万 6 千人強になるものと推計されています。



2 児童相談所の状況

(1) 設置状況

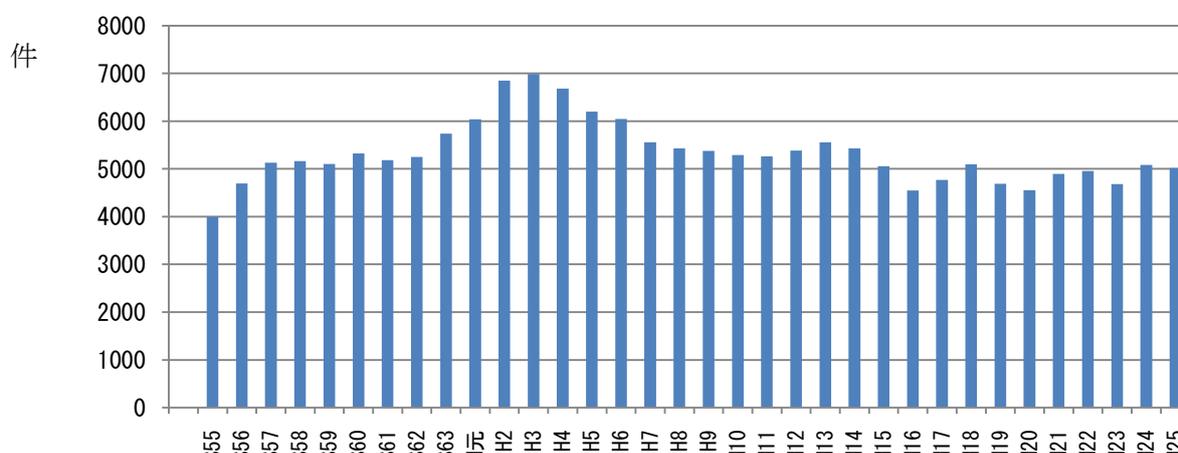
児童福祉法に基づき都道府県・指定都市等が設置する児童相談所は、平成 26 年 4 月 1 日現在、全国で 228 か所（分室を含む）が設置されています。

所長のほか児童福祉司や児童心理司等の職員が配置され、「市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護すること」（児童相談所運営指針）を主な目的としています。本県は昭和 39 年 4 月以降、中央、松本、飯田、諏訪及び佐久の 5 か所体制で、中央及び松本には一時保護所が併設されています。

(2) 相談状況

本県の児童相談所における相談件数は、平成 3 年度（6,987 件）をピークに減少に転じた後、4,500～5,100 件の間を推移しており、平成 24 年度は 5,081 件、平成 25 年度（速報値）は 5,018 件でした。

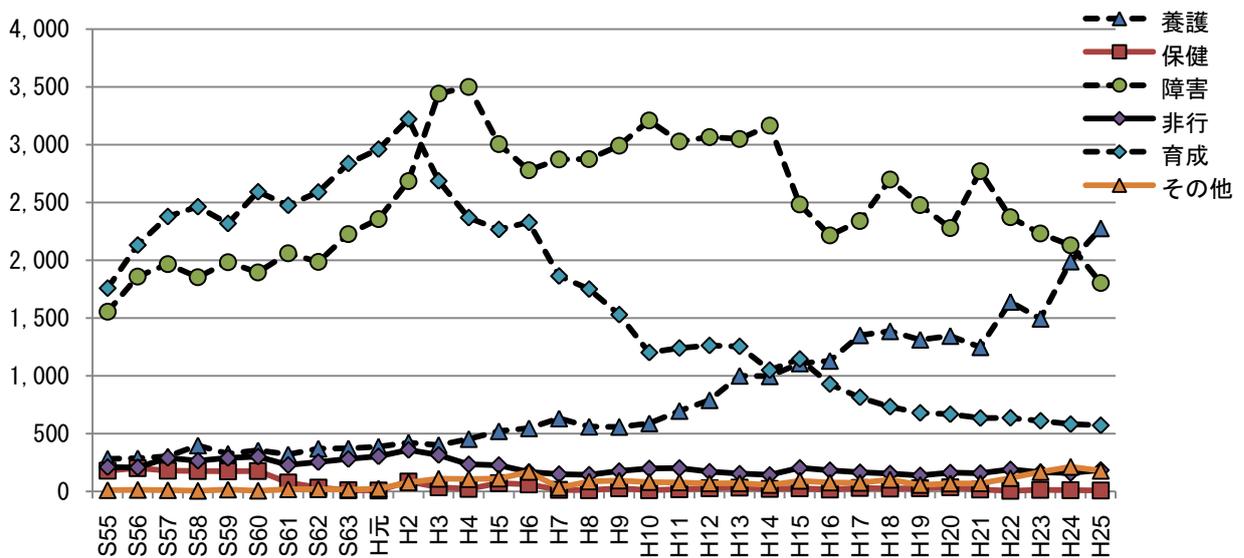
図4 児童相談所における相談件数の推移



相談種別ごとでは、平成2年度をピークに大幅な減少に転じた育成相談と入れ替わるように、「養護相談」が増加しています。

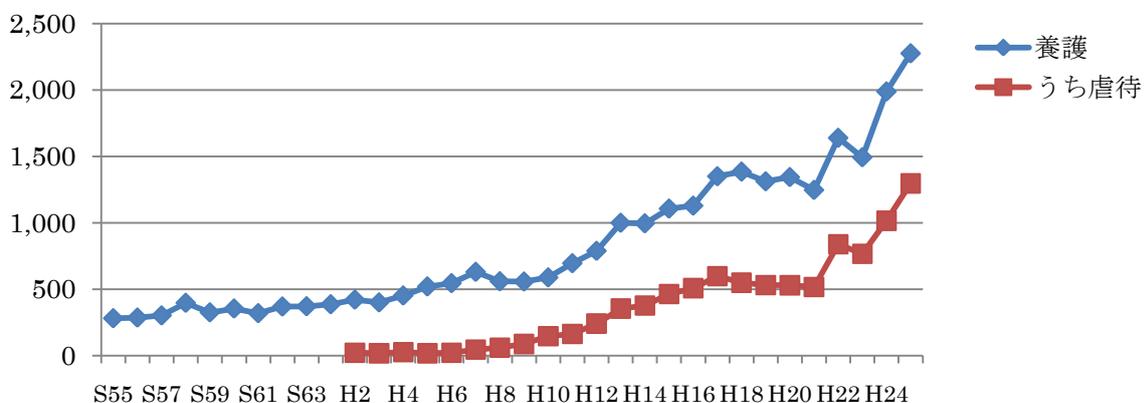
虐待に関する通報・通告を含む「養護相談」は、昭和55年の282件が年々増加し、平成22年度には1,639件となりました。平成23年度は1,493件とやや減少しましたが、障がい相談の2,232件に次ぐ件数となっています。

図5 児童相談所における種類別の相談件数の推移



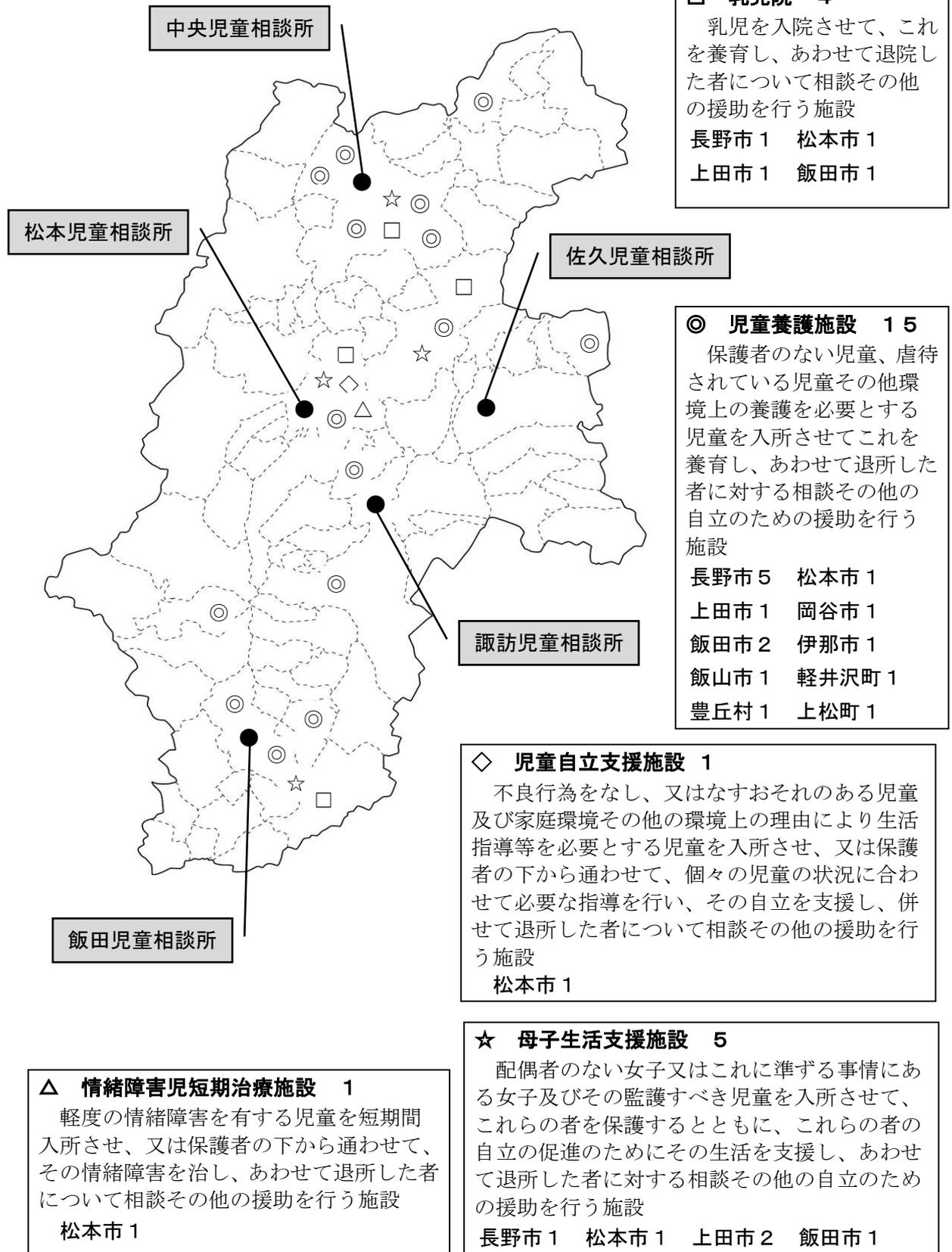
「養護相談」のうち、虐待に関する相談対応件数は、統計をとり始めた平成2年度の23件が、平成17年度に599件となった後、平成22年度に839件と大幅に増加しました。これは、全国で相次ぐ児童虐待による痛ましい死亡事例などで関係機関や県民の児童虐待に対する意識が高まったことも要因と考えられます。平成24年度の県の「児童虐待防止対策緊急強化事業」による啓発の影響もあり、平成24年度は1,016件、平成25年度は1,297件と大幅に増加し、養護相談全体の伸びに連動しています。

図6：養護相談件数の推移



3 社会的養護関係施設の状況

(1) 設置状況（平成26年4月1日現在）



(2) 施設入所児童数の推移

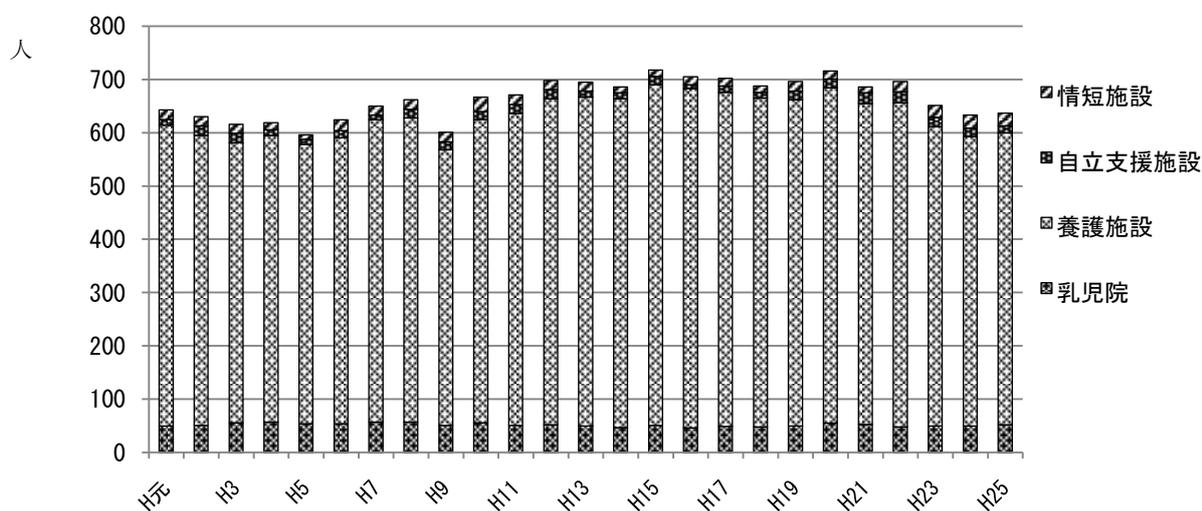
平成 25 年度末の施設入所児童数（母子生活支援施設を除く。）は 653 人で、平成元年度以降、おおむね 600～700 人の間で推移しています。

乳児院は最少 46 人から最大 57 人、児童自立支援施設は最少 7 人から最大 21 人で推移しているほか、情緒障害児短期治療施設は、平成 23 年 4 月の移転後は定員 35 人（うち通所 5 人）に対し平成 25 年度末現在で 27 人（入所 24 人・通所 3 人）となっています。これらの施設には年度ごとの大きな変動は見られません。

一方、児童養護施設は平成 21 年度以降減少し、平成 25 年度末では 562 人となっています。

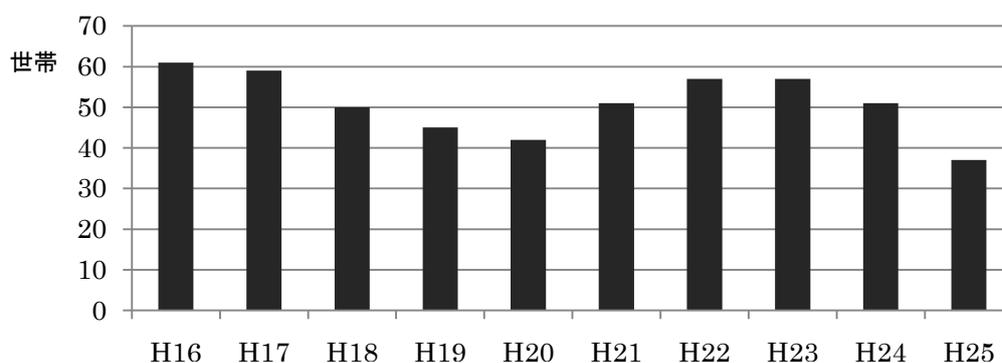
施設入所児童数を人口比で見ると、18 歳未満人口（平成 22 年国勢調査）に占める乳児院及び児童養護施設への入所児童（平成 23 年度末）の割合は 0.185%で、47 都道府県のうち 22 番目となっています。

図 7：施設入所児童数の推移



母子生活支援施設 5 施設の利用世帯数は、平成 16 年度以降、定員 86 世帯に対し、平成 16 年度の 61 世帯から平成 20 年度の 42 世帯まで減少、その後は増加に転じましたが、平成 25 年度末では 37 世帯となっています。

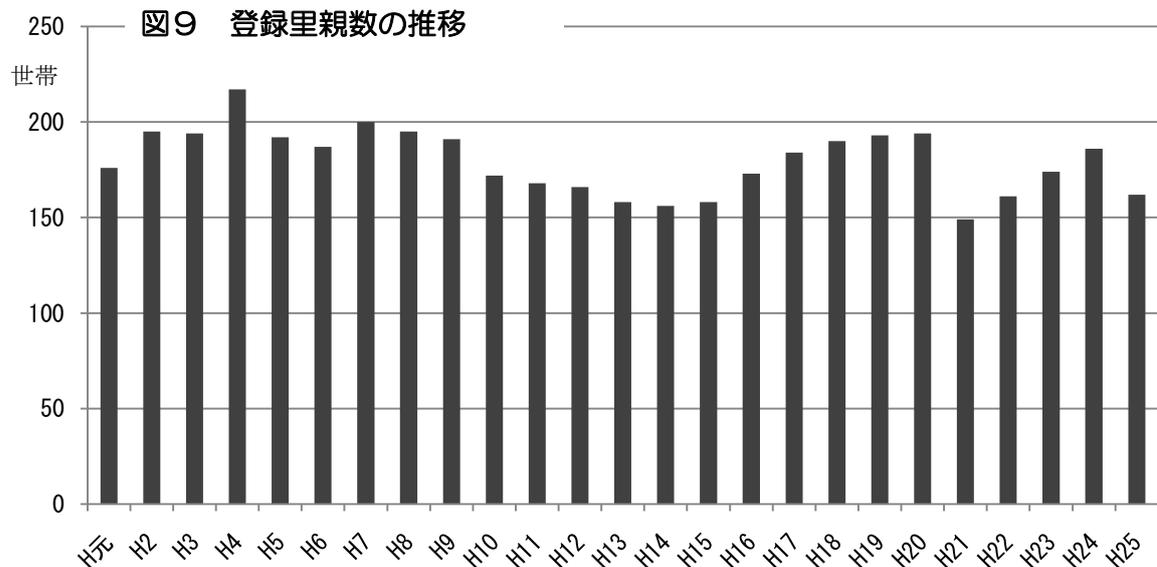
図 8：母子生活支援施設利用世帯数の推移



4 里親委託等の状況

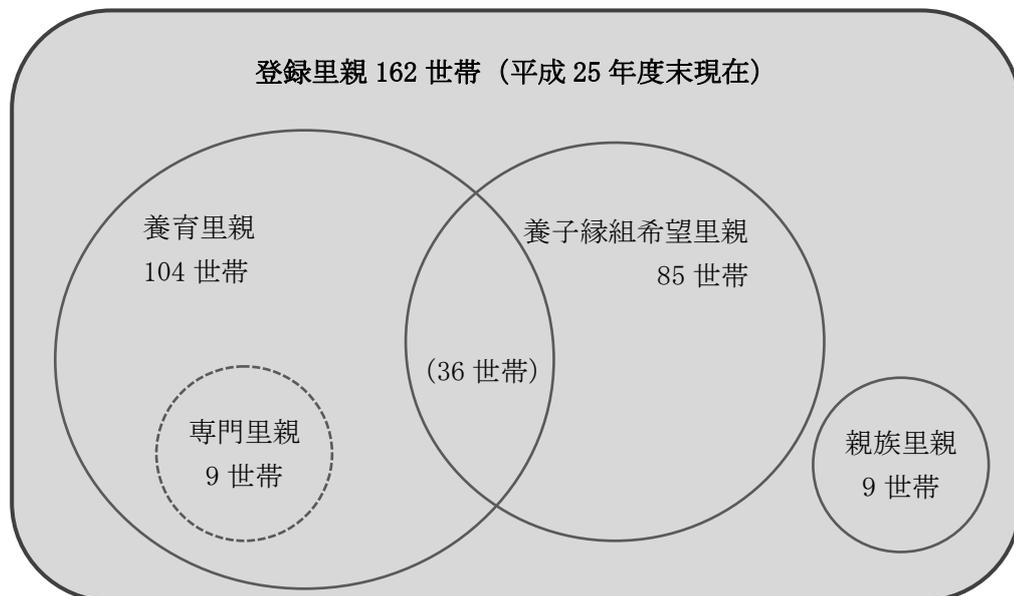
(1) 里親の登録状況

里親制度は、何らかの事情で家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度で、家庭での生活を通じ、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことで、子どもの健全な育成を図っています。「養育里親」「専門里親」「養子縁組を希望する里親（養子縁組希望里親）」「親族里親」の4類型からなり、「専門里親」は「養育里親」のうち、一定の要件に該当し県が委託実施する研修を修了した里親です。各年度末現在の登録里親数は、平成7年度から平成14年度にかけて減少した後、平成20年度まで増加したものの平成21年度に激減し、平成25年度末（162世帯）は、平成22年度と同水準になっています。



種類別に見ると、養育里親 104 世帯（うち専門里親 9 世帯）、養子縁組希望里親 85 世帯、親族里親 9 世帯となっており、養子縁組希望里親のうち 4 割強の 36 世帯は養育里親としても登録しています。

図10：里親種類別の登録状況

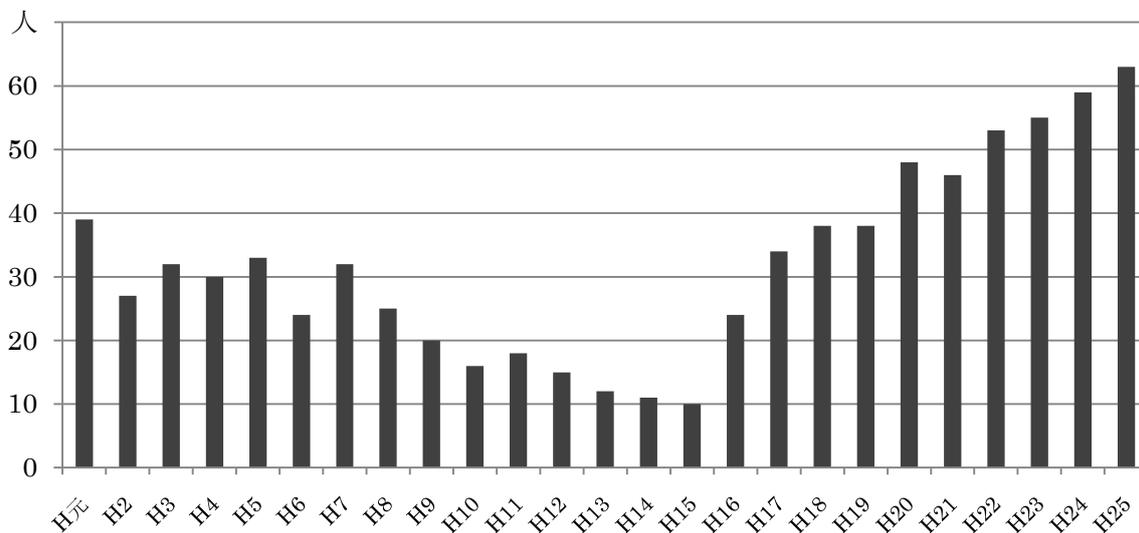


(2) 里親委託児童数の推移

各年度末現在の里親への委託児童数は平成元年度の 39 人から減少傾向が続き、平成 15 年度には 10 人となりましたが、その後増加傾向に転じ、平成 25 年度末では 63 人です。

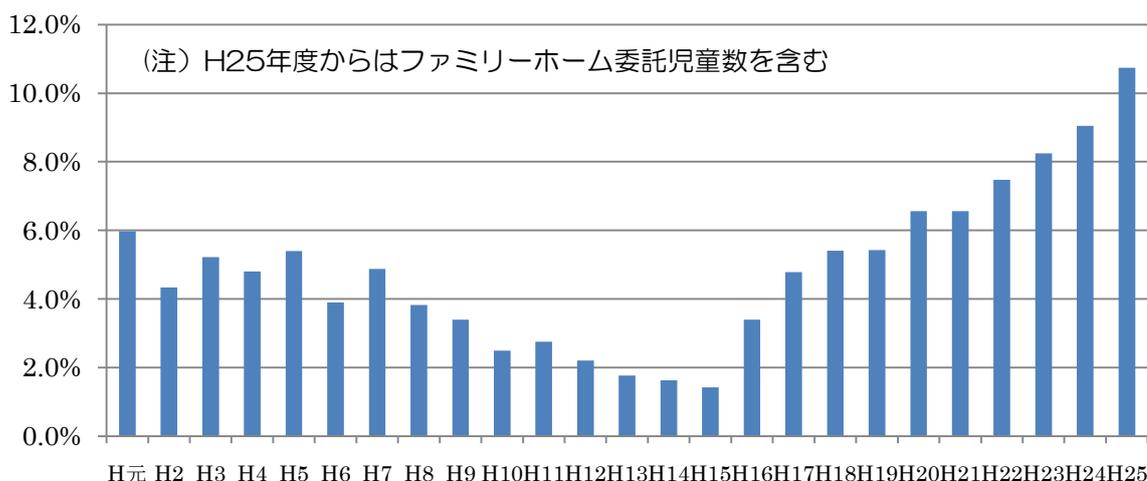
登録里親の種類別では、養育里親 34 人（構成比 54.0%）、専門里親 8 人（同 12.7%）、養子縁組希望里親 9 人（同 14.3%）、親族里親 12 人（同 19.0%）となっています。

図 1 1：里親委託児童数の推移



乳児院及び児童養護施設への入所児童数と里親等委託児童数（ファミリーホーム委託児童数を含む）の合計に対する里親等委託児童数の占める割合（里親等委託率）は、里親委託児童数の推移と同様、平成元年度の 6.0%から平成 15 年度の 1.4%まで減少した後増加に転じ、平成 25 年度は 10.7%（暫定値）となっています。

図 1 2：里親等委託率の推移

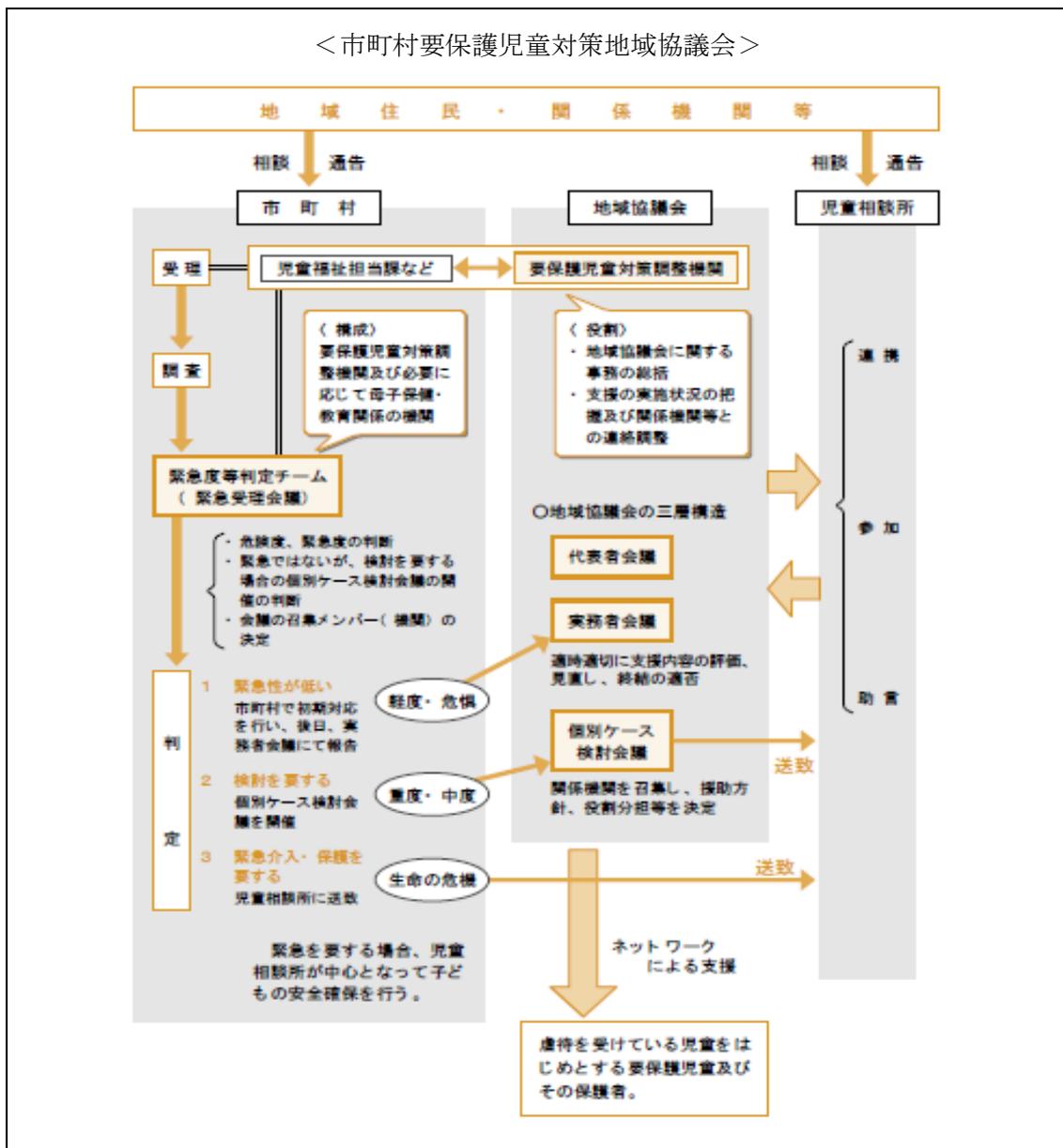


里親委託児童数を人口比で見ると、18 歳未満人口（平成 22 年国勢調査）に占める里親委託児童（平成 23 年度末）の割合は 0.015%で、47 都道府県のうち低い方から 9 番目となっています。

5 市町村における相談援助体制

従来、児童福祉法では、あらゆる児童家庭相談について児童相談所が対応することとされてきましたが、児童虐待相談件数の急増等により緊急かつより高度な専門的対応が求められる一方、育児不安等を背景に身近な子育て相談ニーズも増大していることから、児童福祉法の改正が行われ、平成17年4月から市町村が子育て支援事業を実施することとされるとともに、市町村が児童家庭相談の第一義的な窓口を担うことが明確化されました。これに伴い、児童相談所の役割は要保護性の高い困難事例への対応や市町村に対する後方支援に重点化されています。

また、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくよう県内のすべての市町村には、児童福祉法第25条の2に基づく「要保護児童対策地域協議会」が設置されています。



第2節 長野県における社会的養護の課題

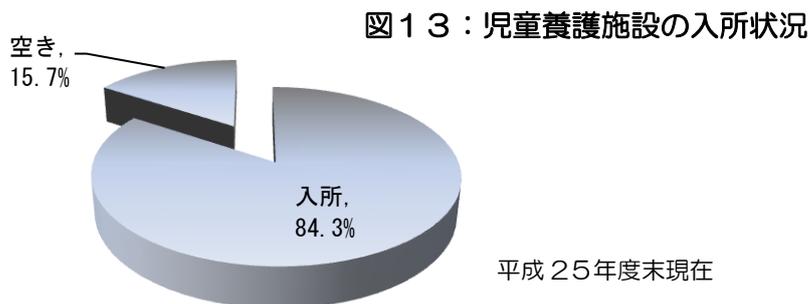
1 施設養護に関する課題

(1) 児童養護施設の入所定員に対する入所児童数

施設養護の中核である児童養護施設の入所児童数は、平成25年度末現在、定員666人に対し562人で、入所率は84.3%でした。

平成26年度の各月の初日在籍人員は540～560人台で推移しており、前年度同時期と比べて大きな差は見られません。

県内の児童養護施設は、その多くが昭和40～50年代に建築され、老朽化・狭隘化等により全面改築の時期を迎えている施設も多くなっています。



(2) 施設における小規模グループケアの導入と地域分散化

本県では平成26年4月1日現在、3か所の地域小規模児童養護施設（グループホーム）が設置され、児童養護施設15施設のうち13施設で、乳児院4施設のうち2施設で、計24の小規模グループケア（ユニットケア）が導入されていますが、児童養護施設の中で本体施設を完全に小規模グループケア化できているのは2施設です。

全面改築等の時期を捉え、本体施設についてできる限り大舎制からの転換を図るとともに、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアの開設・導入を進め、併せて将来的にファミリーホームの開設や開設支援を行うなど、施設の地域分散化や高機能化をふまえた、新しい施設運営を構築していくことが必要です。

(3) 母子生活支援施設における保護・自立支援

母子の保護・自立支援が可能な唯一の児童福祉施設である母子生活支援施設の利用世帯数は平成25年度末現在、定員86世帯に対し37世帯、利用率43.0%で、必ずしも十分な活用が図られているとは言えません。

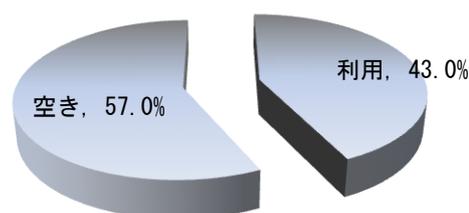


図14：母子生活支援施設の利用状況（平成25年度末現在）

また、平成 24 年度中に施設を利用した母子は 22 世帯（中核市所在の 1 施設を除く）で、子どもの数は 39 人でした。母子保護理由別の世帯数では、「夫等の暴力」が 18 世帯（全体の 81.8%）で最も多く、施設所在地の福祉事務所管内からの入所は 2 世帯で、20 世帯は管外（県内 15、県外 5）からの入所となっています。

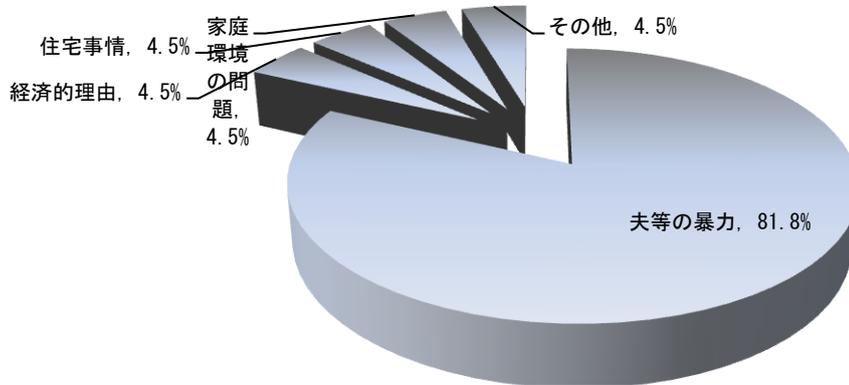


図 15：母子生活支援施設の母子保護理由別世帯数（平成 24 年度）

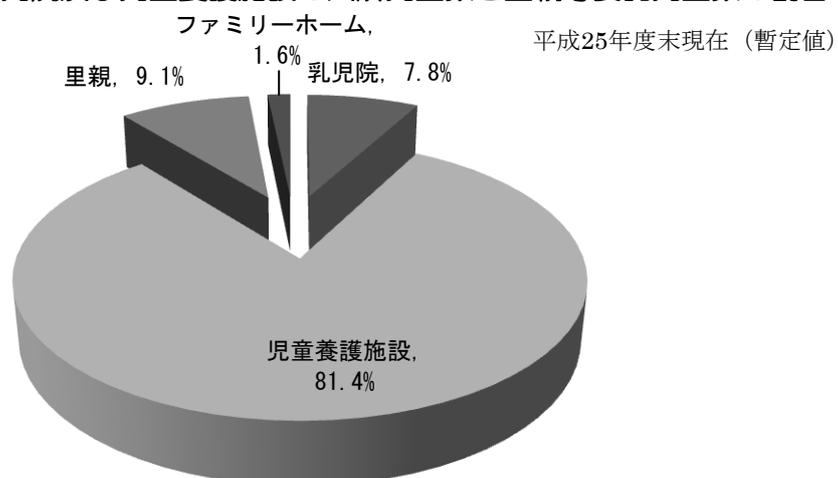
2 家庭養護に関する課題

(1) 社会的養護に占める家庭養護の割合

社会的養護関係施設のうち、母子と一緒に利用する母子生活支援施設、子ども自身の問題を主訴とした利用が一般的な児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設を除いた、乳児院及び児童養護施設への入所児童と、里親・ファミリーホームへの委託児童が、狭義的な意味での社会的養護を必要とする子どもと捉えられますが、乳児院及び児童養護施設への入所児童数と里親等委託児童数（ファミリーホーム委託児童を含む。）の合計に対する、里親等委託児童数が占める割合（里親等委託率）は、平成 25 年度末現在で 10.7%（暫定値）となっています。

平成 21 年度に制度化され、里親とともに「家庭養護」と位置づけられている「ファミリーホーム」は、本県でも平成 25 年度に東御市と伊那市に養育里親経験者が養育者となったファミリーホームが初めて開設され、平成 25 年度末現在で計 11 人の児童が養育されています。

図 16：乳児院及び児童養護施設の入所児童数と里親等委託児童数の割合

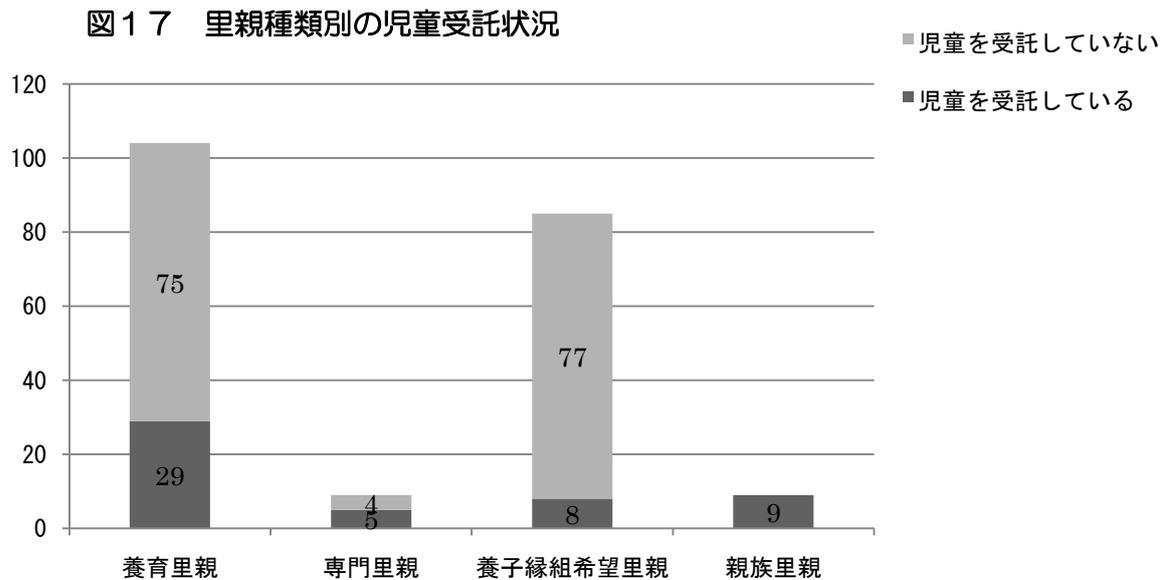


ファミリーホーム委託児童数を含む全国の里親等委託率は、平成 24 年度末現在 14.8%で、同年度末の本県の委託率 9.0%は、47 都道府県別で低い方から 9 番目となっています。

(2) 養育里親の確保

里親委託を行う（委託率を引き上げる）には「十分な養育里親の確保」が必要です。

平成 25 年度末現在の登録里親（162 世帯）のうち、現に子どもが委託されている里親は 49 世帯で、登録里親全体の 30.2%、養育里親では 27.9%です。



登録里親であっても、委託の対象となる個々の子どもの特質や里親家庭の状況などから、すべての登録里親に対して委託を行うことは困難です。

また、登録里親のうち養子縁組希望里親が 85 世帯で全体の半数以上（52.5%）を占めていますが、実際に委託されている子ども 63 人のうち養子縁組を前提にした子どもは 9 人で全体の 14.3%に過ぎず、社会的養護を必要とする子どものニーズと登録里親の意向には、大きなズレが生じています。

(3) 里親に対する支援

厚生労働省の「里親支援機関事業実施要綱（平成 20 年度策定）」は、里親委託推進・支援事業に関し、「里親委託等推進員を配置するとともに、関係機関と連携し里親委託等を円滑に進めるため、都道府県や児童相談所の単位において、里親委託等推進委員会を設置することとする。」としており、本県でも平成 25 年度から中央児童相談所に 1 名の里親委託等推進員が配置されていますが、本県では里親への支援は、主に子どもを委託している児童相談所の職員や里親委託等推進員に求められる形となっています。

さらに、平成 9 年に制度化された児童家庭支援センターは、平成 23 年の国の設置運営要綱改正により里親やファミリーホームの支援を行うことが明記されたところですが、本県では、平成 26 年 4 月に県内で初めてとなるセンターが、児童養護施設に併設して下伊那郡豊丘村に 1 ヶ所開設されたところです。

施設が里親やファミリーホームの支援を行えるよう、国は平成 24 年度から児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置できることとしましたが、専門職員の配置は必須なもの、各地域での支援のニーズが多様で、施設単独での支援体制構築が困難なことから、本県では平成 26 年 4 月 1 日現在、里親支援専門相談員の配置施設はありません。

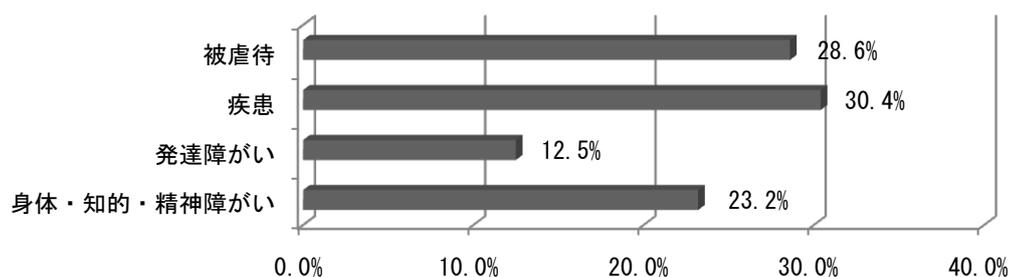
3 社会的養護における専門的ケア

平成 26 年 3 月 1 日現在で社会的養護関係施設（母子生活支援施設を除く）に在籍していた児童及び里親に委託されていた児童の障がい等の状況は次のとおりです。

〈乳児院〉

在籍児童数 56 人のうち、身体障がい、知的障がい又は精神障がいのある児童は 13 人（全体の 23.2%）、発達障がいのある児童は 7 人（同 12.5%）、疾患等のある児童は 17 人（同 30.4%）、虐待を受けたことのある児童は 16 人（同 28.6%）でした。

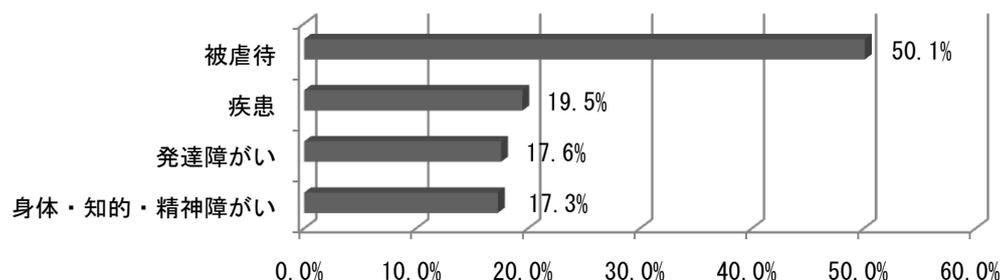
図 18：乳児院入所児童の状況（平成 26 年 3 月 1 日現在）



〈児童養護施設〉

在籍児童数 601 人のうち、身体障がい、知的障がい又は精神障がいのある児童は 104 人（全体の 17.3%）、発達障がいのある児童は 106 人（同 17.6%）、疾患等のある児童は 117 人（同 19.5%）、虐待を受けたことのある児童は 301 人（同 50.1%）でした。

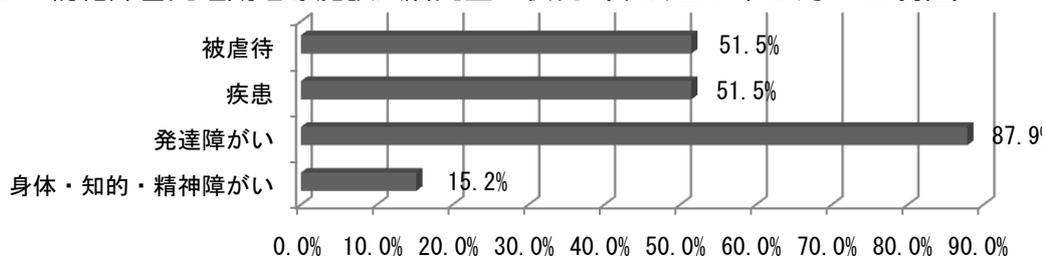
図 19：児童養護施設入所児童の状況（平成 26 年 3 月 1 日現在）



〈情緒障害児短期治療施設〉

在籍児童数（通所を含む）33人のうち、身体障がい、知的障がい又は精神障がいのある児童は5人（全体の15.2%）、発達障がいのある児童は29人（同87.9%）、疾患等のある児童と虐待を受けたことのある児童は、それぞれ17人（同51.5%）でした。

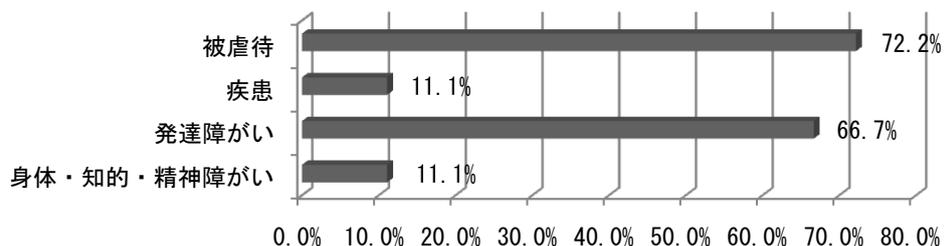
図20：情緒障害児短期治療施設入所児童の状況（平成26年3月1日現在）



〈児童自立支援施設〉

在籍児童数18人のうち、身体障がい、知的障がい又は精神障がいのある児童は2人（全体の11.1%）、発達障がいのある児童は12人（同66.7%）、疾患等のある児童は2人（同11.1%）、虐待を受けたことのある児童は13人（同72.2%）でした。

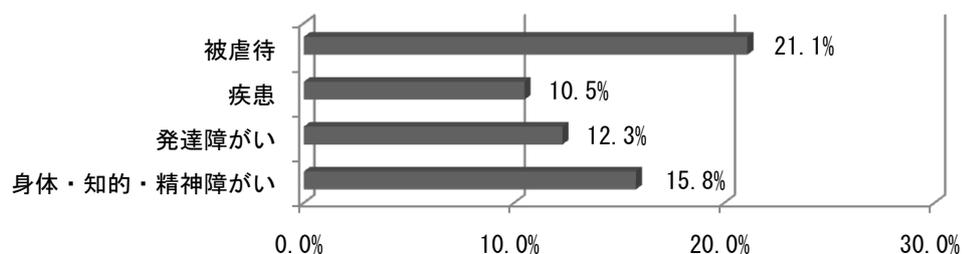
図21：児童自立支援施設入所児童の状況（平成26年3月1日現在）



〈里親〉

委託児童数57人のうち、身体障がい、知的障がい又は精神障がいのある児童は9人（全体の15.8%）、発達障がいのある児童は7人（同12.3%）、疾患等のある児童は6人（同10.5%）、虐待を受けたことのある児童は12人（同21.1%）でした。

図22：里親委託児童の状況（平成26年3月1日現在）



以上のように、何らかの障がいを持つ子どもや疾患等のある子ども、また、親から虐待を受け心に傷を負っている子どもなど、専門的なケアを必要とする子どもが、施設だけでなく里親の下でも多く養育されています。

県内では平成 26 年 7 月 1 日現在、心理療法担当職員は、必置の情緒障害児短期治療施設の他、児童自立支援施設、児童養護施設 14 か所と母子生活支援施設 2 ヶ所に常勤職員で配置されていますが、看護師等の医療的ケア担当職員は、必置の乳児院の他は、2 ヶ所の児童養護施設に配置されているのみです。

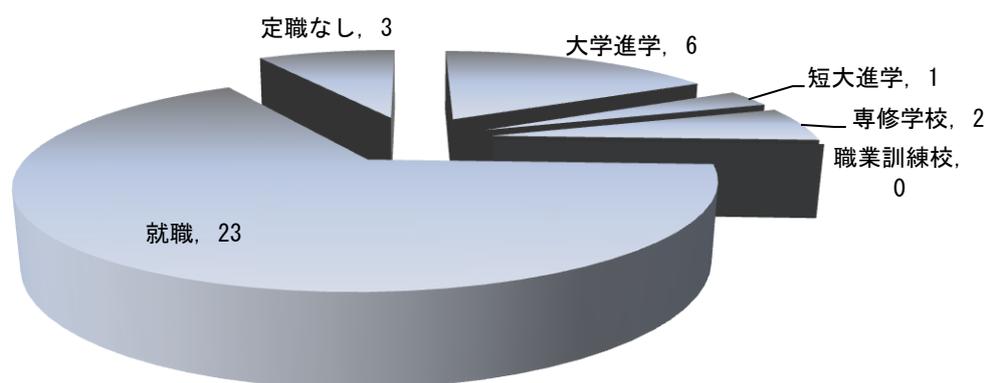
4 施設退所後のアフターケア・自立支援

児童福祉法では、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設について、各施設の目的中に「退所した者について相談その他の援助を行うこと」が掲げられていますが、退所後のアフターケアを専門とする職員の配置は無く、施設個別の取組に依存しているのが実情です。

平成 26 年 3 月 1 日現在の児童養護施設在籍児童 601 人のうち、平成 25 年度に中学校を卒業した児童は 44 人で、その約 84% の 37 人が、平成 26 年度も引き続き施設に在籍して高校等へ進学し、2 人は実習訓練をしています。残りの 5 人は施設を退所し、退所後の進路は全員が「高校等へ進学」となっています。

同じく平成 26 年 3 月 1 日現在の在籍児童のうち、平成 25 年度に高校等を卒業した児童は 38 人で、そのうち 3 人が措置延長により施設に在籍し、うち 2 人が就職しています。約 92% の 35 人が施設を退所し、退所後の進路は、「大学進学」が 6 人、「短大進学」が 1 人、「専修学校進学」が 2 人、「就職」が 23 人、「定職なし」が 3 人となっています。

図 23：児童養護施設高校卒業時退所児童（35人）の進路（平成 25年度）



また、児童養護施設等を退所した子どもなど義務教育を終了した 20 歳未満の児童に対し、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業支援等を行う自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、平成 24 年 10 月 1 日現在、全国に 99 か所あり、本県では平成 24 年 4 月に長野市内に 1 か所が開設されています。

5 地域における子ども・子育て支援

地域における子育て支援については、「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 15 年法律第 121 号）により平成 17 年 4 月から市町村が子育て支援事業を実施することとされ、平成 24 年 8 月成立の「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号）でも「地域子ども・子育て支援事業」が市町村の事業として明確に位置付けられるなど、市町村が中心となっていくこととされています。

「地域子ども・子育て支援事業」の中でも、市町村が実施する「乳児家庭全戸訪問事業」「養育支援訪問事業」「地域子育て支援拠点事業」等は、児童虐待発生予防の観点からも重要な取組であり、事業の一層の推進を市町村に働きかけるとともに、県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施していく必要があります。

また、平成 9 年の児童福祉法改正で制度化され、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じる児童家庭支援センターは、平成 24 年 10 月現在、全国で 92 か所設置されていますが、本県では、平成 26 年 4 月に県内で初めてとなる児童家庭支援センターが 1 ヶ所開設されたところです。

なお、児童家庭支援センターは、平成 20 年の児童福祉法改正で、市町村の求めに応じて技術的助言その他必要な援助を行うことが業務に加えられています。

第2章 長野県における家庭的養護の推進

第1節 目指すべき長野県の社会的養護の姿

長野県に生まれ住む社会的養護の必要な子どもたちが、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下に、心身ともに健康に育ち、「自立できている」・「幸福だと感じられる」・「豊かな人間関係を築くことができる」ための養護を目指します。

このため、「家庭的養護の推進」を大きな柱として、「専門的ケアの充実」、「自立支援の充実」、「家族支援、地域支援の充実」の4つの基本目標を掲げて取り組んでいきます。

◇ 家庭養護（里親・ファミリーホーム）

社会的養護に占める家庭養護の割合が概ね1／3となることを目指します。

虐待などで心に傷を負い、きめ細やかな個別ケアの必要な子どもが増加し、できるだけ特定の大人との愛着関係による養育が求められています。

家庭での生活を通じ、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の下での養育による健全な育成を図るため、里親やファミリーホームで生活する子どもの増加を図ります。

また、県・児童相談所・施設・里親会組織が一体となって、学校等関係機関との連携により、若い世代や子育て世代を始めとした幅広い県民の里親理解を深めることで、登録里親数の増加と、里親を孤立させない地域全体での里親支援体制の構築を目指します。

◇ 施設養護（児童養護施設・乳児院）

施設養護がより家庭的になることを目指すとともに、ソーシャルワーク機能を高め、地域の社会的養護の拠点となることを目指します。

小規模化や地域分散化などを推進し、児童養護施設等における養護がより家庭的となることを目指すとともに、これまで培ってきた子どもの養育に関する専門性を最大限に活かし、地域の子育て支援機能なども担う施設の高機能化を目指します。

<児童養護施設>

○小規模化により家庭的な養育環境と安定した人間関係の下で養育を行い、虐待で情緒・行動・認知・性格形成などに深刻なダメージを受けた児童に「安心感」のある環境で「大切にされる体験」を提供し、自己肯定感や主体性を取り戻せるようなケアを目指します。

○グループホーム等による地域分散化を推進し、地域社会の中で児童が社会性を養えるようにします。

○入所児童の生活スキル・社会スキル向上のため、地域住民との積極的な交流機会の確保や、地域の社会資源を活用した、児童による公的機関の利用体験等の増加に努めます。

○発達障がいなど、障がいのある児童の専門的ケアの向上に取り組みます。

○早期の家庭復帰のため、親子関係再構築のための保護者支援などに児童相談所と連携して取り組みます。

○入所児童が公平に社会へのスタートラインに立てるよう、入所中からの就職・進学・自立の支援や、退所後のアフターケアの充実に取り組みます。

○身近な児童家庭相談、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の受け入れ、里親支援などで、地域の子育て支援機能を担います。

○「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「地域子育て支援拠点事業」など、児童虐待発生子防のための市町村の子ども・子育て支援事業に、施設の専門性を活かして積極的に参画します。

○市町村の要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止ネットワーク）に主体的に関わり、施設の専門性を発揮して地域の要支援児童や家庭を支えます。

○週末里親（ホストファミリー事業）の実施やファミリーホームの開設支援などにより、登録里親の増加に取り組みます。

<乳児院>

○乳幼児期の十分な愛着形成と発達の保障を図るため、できる限り養育単位の小規模化を進め、グループ編成の工夫による担当養育制の実施に取り組みます。

○医療や療育の必要な乳幼児の増加に対応するため、医療・療育機関と連携した専門的養育機能・医療的ケア機能の充実を図ります。

- 乳幼児の特性をふまえ、夜間対応や緊急対応のとれる体制をつくります。
- 施設のもつ育児知識・技術を活用し、必要な家庭については入所中から保護者支援を行い、家庭復帰後の保護者支援の充実につなげます。
- 里親委託が推進されるよう、児童相談所と連携しながら、保護者の里親制度の理解促進に努めます。
- 地域の育児相談や、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の受け入れなどで、地域の子育て支援機能を担います。
- 「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「地域子育て支援拠点事業」など、児童虐待発生予防のための市町村の子ども・子育て支援事業に、施設の専門性を活かして積極的に参画します。
- 市町村の要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止ネットワーク）に主体的に関わり、施設の専門性を発揮して地域の要支援児童や家庭を支えます。

第2節 社会的養護の整備量目標と整備計画

社会的養護の需要量となる「要保護児童数の見込」について、『日本の都道府県別将来推計人口』（平成25年3月 国立社会保障・人口問題研究所推計）によれば、今後も本県の児童人口の減少は続くものと推計されますが、児童相談所により措置された児童数の全児童人口に占める割合は、本県では過去25年間増加傾向にあること、また、児童家庭相談の体制が現行のものとなった平成17年度以降、措置児童数が700人前後で推移していること、児童虐待通告件数の大幅な増加等を考慮し、平成25年度末の措置児童数（690人）の水準は、今後も大きく変わらないものとししました。この見込数をベースとして、整備目標を設定しています。

本計画は、前期・中期・後期の5年ごとに見直しを予定しており、社会的養護の需要量についても、期間ごと（5年間）の推移・実績により必要な見直しを行っていきます。

1 前期（平成27年度～平成31年度）

前期における社会的養護の整備量目標【入所・委託児童数ベース】

	平成27年度	平成31年度(目標)
要保護児童数見込	690	690
本体施設入所児童数	579	484
児童養護施設本体	528	434
乳児院本体	51	50
本体施設の入所児童割合	83.9%	70.1%
グループホーム入所児童数	37	70
児童養護施設の分園型小規模グループケア	5	16
乳児院の分園型小規模グループケア	0	0
地域小規模児童養護施設	32	54
グループホームの入所児童割合	5.4%	10.1%
里親・ファミリーホーム委託児童数	74	136
うち里親委託	56	118
うちファミリーホーム委託	18	18
里親・ファミリーホームへの委託児童割合	10.7%	19.7%

施設養護の整備計画（前期）

【H27年度】

施設種別	施設名	内容	備考
児童養護施設	松代福祉寮	本体施設を完全小規模グループケア化（5ユニット40名）し、地域小規模児童養護施設を1箇所増設	（H26年度移転改築終了）
児童養護施設	軽井沢学園	地域小規模児童養護施設を1箇所開設	（H26年度改修済み）
児童養護施設	松本児童園	本体施設の定員を5名減	
児童養護施設	つつじが丘学園	本体施設の定員を9名減らし、地域小規模児童養護施設を1箇所増設	（H26年度改修済み）

【H28年度】

施設種別	施設名	内容	備考
児童養護施設	三帰寮	本体施設を完全小規模グループケア化（4ユニット29名）し、定員15名減	（H27年度改築予定）
児童養護施設	木曾ねざめ学園	本体施設の定員を10名減	
乳児院	風越乳児院	本体施設を完全小規模グループケア化（2ユニット10名）	（H27年度移転改築予定）

【H29年度】

施設種別	施設名	内容	備考
児童養護施設	恵愛学園	本体施設を完全小規模グループケア化（5ユニット39名）し、地域小規模児童養護施設を1箇所開設	（H28年度移転改築予定）
児童養護施設	更級福祉園	H28年度末をもって施設（定員45名）を廃止	
児童養護施設	木曾ねざめ学園	本体施設を完全小規模グループケア化（4ユニット30名）	（H28年度移転改築予定）
乳児院	松本赤十字乳児院	本体に小規模グループケア（2ユニット10名）を導入	（H28年度改築予定）

【H30年度】

施設種別	施設名	内容	備考
児童養護施設	原峠保養園	本体施設を改修し、小規模グループケア（2ユニット12名）を導入	（H28～29年度改修予定）
児童養護施設	軽井沢学園	地域小規模児童養護施設を1箇所増設	（H29年度改修予定）
児童養護施設	松本児童園	本体施設の定員を6名減らし、地域小規模児童養護施設を1箇所開設	（H29年度改修予定）

【H31 年度】

施設種別	施設名	内容	備考
児童養護施設	木曾ねざめ学園	地域小規模児童養護施設を1箇所開設	(H30年度改修予定)
児童養護施設	つつじが丘学園	分園型小規模グループケア(2ユニット12名)を開設	
乳児院	風越乳児院	本体施設を完全小規模グループケア化(2ユニット10名)	(H27年度移転改築予定)

2 中期(平成32年度～平成36年度)

中期における社会的養護の整備量目標【入所・委託児童数ベース】

	平成32年度	平成36年度(目標)
要保護児童数見込	690	690
本体施設入所児童数	473	444
児童養護施設本体	424	396
乳児院本体	49	48
本体施設の入所児童割合	68.6%	64.3%
グループホーム入所児童数	75	80
児童養護施設の分園型小規模グループケア	16	16
乳児院の分園型小規模グループケア	0	0
地域小規模児童養護施設	59	64
グループホームの入所児童割合	10.9%	11.6%
里親・ファミリーホーム	142	166
うち里親委託	124	118
うちファミリーホーム委託	18	48
里親・ファミリーホームへの委託児童割合	20.6%	24.1%

(※平成32年度の数値は、4月1日現在の施設定員によるものです。)

施設養護の整備計画（中期）

【H32 年度】

施設種別	施設名	内容	備考
児童養護施設	軽井沢学園	本体施設を完全小規模グループケア化（5ユニット34名）	（H31年度改築予定）
児童養護施設	慈恵園	地域小規模児童養護施設を1箇所開設	（H31年度改修予定）
児童養護施設	おさひめ チャイルドキャンプ	本体施設を完全小規模グループケア化（4ユニット30名）	（H31年度現地改築予定）

【H33 年度】

施設種別	施設名	内容	備考
児童養護施設	飯山学園	本体施設を完全小規模グループケア化（5ユニット30名）し、定員を4名減	（H32年度移転改築予定）
児童養護施設	松本児童園	地域小規模児童養護施設を1箇所増設し、本体施設の定員を11名減	（H32年度改修予定）
児童養護施設	風越寮	本体施設を完全小規模グループケア化（5ユニット35名）し、定員を5名減	（H32年度改築予定）

施設によるファミリーホームの開設支援・開設計画（中期）

【H32 年度】

施設種別	施設名	内容
児童養護施設	松代福祉寮	H36年度末までに、2箇所のファミリーホームについて里親による開設支援もしくは施設による開設（目標）

【H33 年度】

施設種別	施設名	内容
児童養護施設	恵愛学園	里親によるファミリーホーム1箇所の開設支援（目標）

【H35 年度】

施設種別	施設名	内容
児童養護施設	軽井沢学園	里親によるファミリーホーム1箇所の開設支援（目標）
児童養護施設	松本児童園	施設職員等によるファミリーホーム1箇所の開設（目標）

【H36 年度】

施設種別	施設名	内容
児童養護施設	たかざやの里	ファミリーホーム1箇所の開設支援または開設（目標）
児童養護施設	慈恵園	施設職員による第1ファミリーホームの開設（目標）

3 後 期（平成37年度～平成41年度）

後期における社会的養護の整備量目標【入所・委託児童数ベース】

	平成37年度	平成41年度(目標)
要保護児童数見込	690	690
本体施設入所児童数	408	273
児童養護施設本体	361	227
乳児院本体	47	46
本体施設の入所児童割合	59.1%	39.6%
グループホーム入所児童数	102	178
児童養護施設の分園型小規模グループケア	16	27
乳児院の分園型小規模グループケア	0	0
地域小規模児童養護施設	86	151
グループホームの入所児童割合	14.8%	25.8%
里親・ファミリーホーム	180	239
うち里親委託	132	175
うちファミリーホーム委託	48	64
里親・ファミリーホームへの委託児童割合	26.1%	34.6%

(※平成37年度の数値は、4月1日現在の施設定員によるものです。)

施設養護の整備目標（後期）

目標年度	内容
H37年度	児童養護施設3施設による地域小規模児童養護施設3箇所の開設(目標)
H38年度	児童養護施設3施設による地域小規模児童養護施設3箇所の開設(目標)
H37～38年度	児童養護施設1施設による分園型小規模グループケア1箇所の開設(目標)
H39年度	児童養護施設3施設による地域小規模児童養護施設3箇所の開設(目標)
H40年度	児童養護施設3施設による地域小規模児童養護施設3箇所の開設(目標)
H39～40年度	児童養護施設1施設による分園型小規模グループケア1箇所の開設(目標)
H41年度	児童養護施設3施設による地域小規模児童養護施設3箇所の開設(目標)

施設によるファミリーホームの開設支援・開設計画（後期）

【H40 年度】

施設種別	施設名	内容
児童養護施設	軽井沢学園	里親によるファミリーホーム 1 箇所の開設支援(目標)
児童養護施設	慈恵園	施設職員による第 2 ファミリーホームの開設(目標)

【H41 年度】

施設種別	施設名	内容
児童養護施設	つつじが丘学園	施設職員等によるファミリーホーム 1 箇所の開設(目標)
児童養護施設	おさひめチャイルド キャンプ	ファミリーホーム 1 箇所の開設支援 (目標)

第3節 施策の推進

基本目標1 家庭的養護の推進

1 施策の方向性

◇虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもがより家庭的な環境で育つことができるよう、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化などによる家庭的養護の推進に取り組みます。

◇里親やファミリーホームの確保や里親等への支援により、家庭養護を推進します。

2 取組と施策の展開

◇施設養護における家庭的養護の推進

○社会福祉法人等が行う小規模化、地域分散化に向けた整備を支援し、施設における家庭的養護の推進に取り組みます。

○家庭的養護の推進に向け、職員配置の改善や待遇改善について国に働きかけるなど、入所児童の安心安全な環境の整備に努めます。

○施設職員の経験等に応じた各種の研修を実施し、施設の家庭的養護におけるケアの質の向上に努めます。

(例) 新規採用者対象の家庭的養護における基本的な養育姿勢等に関する研修や、基幹的職員・施設長等幹部職員等を対象の人材育成研修、家庭的養護を行う施設の運営・マネジメント研修など

◇家庭養護（里親・ファミリーホーム）の積極的推進

○県・市町村のホームページや、多様な広報媒体の積極的活用により、若い世代や子育て世代を含む幅広い県民への啓発を図るとともに、市町村の民生・児童委員連絡協議会や研修会等を通じ、里親制度の正しい理解の普及に取り組みます。

○養育里親・里子の体験談や座談会などによる「フォーラム」を開催するなど、意欲ある養育里親の登録希望者を把握し、効果的な個別説明・登録勧奨による登録里親の増加に取り組みます。

○市町村の母子保健担当部署や医療機関、女性相談センター等との連携を強化し、乳幼児の虐待防止の観点からも、新生児の養子縁組里親、乳幼児の短期里親委託を推進します。

- 特別養子縁組のための育児休暇制度の普及などにより、保護者の養育が明らかに望めない児童にとって安定・最適な養育環境を確保できるように取り組みます。
- 週末里親（ホストファミリー事業）などの様々な制度を積極的に活用し、里親希望者と児童の特性等に応じた丁寧なマッチングにより里親委託の推進に取り組みます。
- 地区里親会による「里親サロン」運営などの里親同士による相互支援や、「児童家庭支援センター」による里親支援の取組みを支援するとともに、市町村など関係者向けの研修などで、地域における里親支援体制の構築に向けた取組を進めます。
- 養育経験豊富な里親や社会福祉法人によるファミリーホームの開設を促進します。
- 家庭養護推進のため、児童相談所職員が研修等でスキルをアップするとともに、「里親委託等推進員」を配置して体制を強化し、施設に配置される「里親支援専門相談員」や市町村と連携して、登録里親の増加、里親委託児童の増加、里親支援に取り組みます。

基本目標 2 専門的ケアの充実

1 施策の方向性

◇社会的養護の必要な子どもたちが、他者への基本的信頼感を獲得し、安定した人格を形成していけるよう、また、そうした子どもの心の傷を癒して回復していけるよう、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育の質の向上を図ります。

2 取組と施策の展開

- 虐待により心に傷をもつ児童や発達障害などに対応するため、継続的な研修等により施設職員や里親が専門的な知識・技術を取得できるよう取り組みます。
- より高度な養育スキルをもった専門里親の育成確保に取り組みます。
- 研修等により児童相談所職員の専門性を高め、施設や里親に対する支援体制の充実を図ります。

基本目標 3 自立支援の充実

1 施策の方向性

◇社会的養護の下で育つ子どもたちが、自己肯定感を育み、自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていくための基本的な力を身に付けられるよう取り組みます。

◇施設を退所したり里親のもとを離れ、社会生活を行うようになった子どもたちへのアフターケアの取組を支援し、自立した社会人として生活できるよう関係機関と連携して取り組みます。

2 取組と施策の展開

○自立に向けて必要な学習に関する経費や就労のための運転免許取得に係る経費の助成などを含め、関係者が連携して施設入所児童等の自立に向け計画的に取り組みます。

○自立支援担当職員の配置などによりアフターケアの取組を行う施設に支援をし、社会的養護の下で成長した児童が、施設退所後自立した社会生活が送れるよう取り組みます。

○施設によるアフターケアが円滑・適切に行われるよう、児童相談所による情報提供その他の必要な支援を行います。

○児童の自立支援やアフターケアが適切に行われるよう、施設職員等や関係者に向けた研修等により、資質の向上に取り組みます。

基本目標 4 家族支援、地域支援の充実

1 施策の方向性

◇虐待の発生予防・早期発見から保護・養育・回復・家庭復帰・社会的自立までのプロセスを地域の中で継続的に支援していけるよう、養育の知識・技術、経験等を活かして、市町村や学校等教育機関、里親などと連携しながら地域での子育て支援に取り組む施設を支援し、家族支援、地域支援に取り組みます。

◇親子分離のあと早期の家庭復帰を実現するため、親子関係再構築のための保護者支援などに児童相談所と施設が連携して取り組みます。

2 取組と施策の展開

- 「児童家庭支援センター」の設置運営に取り組む施設を支援するなど、地域の児童家庭の虐待等に関する相談・支援体制を強化していきます。

- 短期入所生活援助事業（ショートステイ）や夜間看護等事業（トワイライトステイ）を行う「子育て短期支援事業」などの、地域の子育て支援事業に取り組む施設を支援していきます。

- 市町村設置の要保護児童対策地域協議会の運営状況等を常に把握し、協議会の運営研修の開催や、後方支援する児童相談所職員のスキルアップ研修等により、協議会を活性化するとともに、地域支援機能を高める施設の協議会への積極的参画を支援していきます。

第3章 その他の施設等の方向性

1 情緒障害児短期治療施設

(現状と課題)

○県内唯一の情緒障害児短期治療施設「松本あさひ学園」(県立)は、平成23年度に諏訪市から松本市へ移転した際、実質的な入所定員を18人から35人(通所5人を含む)へ拡大しましたが、入所・通所ともに高い在籍率が続いています。

○常勤児童精神科医の配置や、心理療法担当職員の配置も厚いなど医療的・心理的ケアを行う体制が整い、小・中学校の分校が併設され施設内で学校教育が受けられ、通所部門で在宅での心理治療等を受けることも可能な施設です。

○児童養護施設の入所児童や里親委託児童において、被虐待児や発達障がい等を有する児童の割合が増え、施設や里親では対応が難しい子どもが増加しています。

(目指すべき施設の方向性)

○施設のもつ機能を最大限に活かして、対人関係や感情コントロールなどの問題を抱え、対応が難しい子どもへのケアを積極的に行うことで、児童養護施設や里親を支援します。

○社会的養護における心理的ケアのセンター的な役割が果たせるよう、他施設等への支援や、研究推進などの取り組みについて検討します。

○県内唯一の施設として担うべき役割を果たすべく、定員・職員配置やケアの内容などについて、ニーズや施設の現状を把握し、必要に応じて検討を行い充実を図ります。

2 児童自立支援施設

(現状と課題)

○児童自立支援施設は、子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する児童福祉法に基づき都道府県に設置義務が課せられた施設で、県内では「波田学院」(県立)が唯一の施設です。

○広大な敷地に小舎制の4つの生活寮のほか、校舎(小学校分室・中学校分校)、体育館、プール、グラウンド、農場などが整備されており、施設と学校が協働して、家庭や地域で社会人として自立した生活ができるよう支援を行っています。

○被虐待児や、発達障がい等を有する児童の割合が増加傾向にあり、より高度で専門的なケアの必要な入所児童が増えています。

(目指すべき施設の方向性)

○研修等により職員の専門性の向上を図り、個別支援や心理治療的ケアなど、入所児童支援の充実を図ります。

○現在は、小・中学生の入所が主になっていますが、中学3年後期以降の新規入所を含む年長児童の対応が十分とれる体制になるよう努めます。

○適切な職員配置や定員、運営体制について、ニーズや施設の現状を見極めながら、必要に応じて見直しを行っていきます。

○退所児童について、施設退所後も必要な支援を行い、自立した社会生活が送れるようアフターケアに取り組みます。

3 母子生活支援施設

(現状と課題)

○母子生活支援施設は、従来の生活困窮の母子家庭に住む場所を提供する「母子寮」の名称が、平成9年の児童福祉法改正で、「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」が追加され名称も変わり、その役割が変化し、県内の母子生活支援施設(中核市所在施設を除く)のH24年度の入所理由では「夫等の暴力」が8割以上を占めます。

○利用世帯数は定員を大きく下回る状況が続いています。

(目指すべき施設の方向性)

○期待される役割の変化を踏まえ、全ての施設が、母親への支援(DV被害の母親の心のケア・子育てスキルの獲得・就職支援など)、子どもへの支援(DV被害や虐待を受けた子どもの心のケア・学習基盤の再構築など)、虐待の防止(親子関係への危機介入など)、母子再統合の支援、アフターケア・地域支援(退所した母子家庭や地域の母子家庭への支援や相談実施など)の機能を充実させていく必要があります。

○子どもを抱えたDV被害者の保護・自立支援や、虐待してしまう母親と子どもの再統合など、親子分離によらない施設として新たな役割を期待されている母子生活支援施設は、その実情が他の関係施設や行政関係者にあまり知られていません。

○「母子が一緒に生活しつつ、共に支援を受けることができる唯一の児童福祉施設」という特性を活かし、児童相談所・保健所・福祉事務所・市町村など関係機関相互の理解や連携を深めながら、施設の積極的活用を図っていく必要があります。

4 自立援助ホーム

(現状と課題)

○自立援助ホームは、義務教育を修了した20歳未満の児童等に、共同生活を営む住居で生活の援助や就業支援等を行う、18歳以上の未成年者が新規利用でき、就労を継続しながら支援を受けることができる施設です。

○県内には1か所設置されていますが、その運営状況等が広くは知られておらず、ホームが十分に活かされているとは言えない現状にあります。

(目指すべき方向性)

○自立支援等の充実を図るため、児童相談所や児童養護施設等との連携を図り、県内のニーズを正確に把握し、今後の整備推進に向け検討することが必要です。

○ホームを利用する子どもは自立生活力の不十分な子どもが多く、県内のホームでも、20歳を過ぎて自立できずに私的契約で継続利用している例があります。20歳以降のアフターケアについて、県内での状況を十分に見極めながら、国に制度改正を働きかけることも検討する必要があります。

5 児童家庭支援センター

(現状と課題)

○児童家庭支援センターは、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識・技術を要するものに応じるとともに、児童相談所から委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行うほか、市町村の求めに応じて、技術的助言その他必要な援助を行うことをその役割とし、県内には1か所が児童養護施設に併設して設置されています。

(目指すべき方向性)

○児童養護施設等がもつ専門的養育知識・技術等を活用し、児童相談所・市町村とともに地域の状況等に応じた役割を果たし、虐待等に切れ目なく対応する児童家庭相談体制を構築していくため、各地域での相談体制の構築やセンターの位置付けを明確化しながら、当面、児童相談所の管轄圏域ごとに1箇所のセンター整備を目標とします。

○住民に身近な相談機関としての市町村との役割分担、専門性の高い相談機関としての児童相談所との役割分担、施設退所児童へのアフターケアにおける施設との役割分担、里親支援機関としての役割分担など、センターが効果的に機能することは、併設(附置)された施設がセンターと一体となって、その地域支援機能を高めていくことにもなり、それには各地域でのセンターの位置付けを明確にしていく必要があります。

長野県社会福祉審議会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

区分	氏 名	所属・役職等
福祉現場関係者・学識経験者	海野 暁光	長野県保育園連盟 副会長 全国保育協議会 協議員
	萱津 公子	長野県社会福祉士会 副会長 長野大学社会福祉学部 特任教授
	鎌原 正行	長野県児童福祉施設連盟 代表理事 児童養護施設 木曾ねぞめ学園長
	高坂 宗昭	長野県町村会 社会環境部会長 飯島町長 ※任期：平成 26 年 12 月 26 日～
	腰原 愛正	長野県社会福祉協議会長
	小林 広美	NPO法人長野県介護支援専門員協会会長 北信総合病院 居宅介護支援事業所長
	高橋 昌子	松本市民生委員・児童委員協議会 副会長
	竹重 博子	長野県医師会 医療法人公正会竹重病院 副院長
	中島 豊	長野大学社会福祉学部 教授 長野県福祉サービス第三者評価推進委員会委員長
	三浦 由美	長野県弁護士会 三浦由美法律事務所
	三木 正夫	長野県市長会 社会環境部会長 須坂市長
	綿貫 好子	社会福祉法人 廣望会 常務理事 長野県障がい者施策推進協議会 委員
公募委員	大口 和江	北信圏域障害者総合相談支援センター所長
	杉本 博志	NPO法人ケアタウン浅間温泉 理事
	矢野 要子	NPO法人すわ子ども文化ステーション 代表理事

長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属等	備考
鎌原正行	一般財団法人長野県児童福祉施設連盟 児童養護施設木曾ねざめ学園 施設長	専門委員 社会福祉審議会委員
中島睦雄	長野県里親会連合会 会長 中信地区里親会 会長	専門委員
野村健一郎	元 長野大学社会福祉学部教授	専門委員 専門分科会長
吹山秀子	社会福祉法人善光寺大本願福祉会 善光寺大本願乳児院 家庭支援専門相談員	専門委員
増田英子	増田医院 副院長	専門委員 副専門分科会長
宮澤信代	長野市里親会 会長	専門委員
武捨幸雄	社会福祉法人上田明照会 総園長	専門委員

社会福祉審議会における審議経過

	議 題
第 1 回 (H26. 6. 2)	○ 長野県家庭的養護推進計画の策定について（諮問）
第 2 回 (H26. 11. 14)	○ 長野県家庭的養護推進計画の策定について （中間報告）
第 3 回 (H27. 2. 17)	○ 長野県家庭的養護推進計画の答申について

児童福祉専門分科会における審議経過

	議 題
第 1 回 (H26. 7. 11)	○ 計画策定に至る経過について ○ 長野県における社会的養護の現状と課題について ○ 「長野県家庭的養護推進計画（仮称）」の全体構成について ○ 意見交換
第 2 回 (H26. 12. 24)	○ 「長野県家庭的養護推進計画」の骨子案について ○ 計画策定に向けた今後のスケジュールについて ○ 意見交換
第 3 回 (H27. 1. 28)	○ 「長野県家庭的養護推進計画」の計画原案 （長野県社会福祉審議会への報告書案）について ○ 計画策定に向けた今後のスケジュールについて ○ 意見交換